

1 賃貸借の内容

地方独立行政法人宮城県立病院機構で使用する情報系LAN用クライアントパソコン等（以下「クライアントパソコン等」という。）の賃貸借，その導入設定及び保守業務，賃貸借契約終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

2 賃貸借物品名

地方独立行政法人宮城県立病院機構情報系LAN用クライアントパソコン等一式

3 施行・納入場所

宮城県立精神医療センター

名取市手倉田字山無番地

宮城県立がんセンター

名取市愛島塩手字野田山47-1

4 履行期間

契約締結日から令和7年1月12日までとする。

ただし，契約締結日から令和2年1月12日までは導入設置期間とし，賃貸借料が発生するのは令和2年1月13日以降の60ヶ月とする。

5 賃貸借物品の規格・数量

別紙「詳細仕様書」のとおり。

6 納入条件等

(1) 初期設定等

イ OS等の初期セットアップが完了していること。

ロ 別紙詳細仕様書に記載のソフトウェアについては，インストール済みであること。

ハ 識別コード（クライアント名称），固定TCP/IP及びプロキシサーバー等のTCP/IPが設定され，イーサネットに接続するだけで院内ネットワークが利用できる状況であること。また，クライアントのユーザー権限が発注者が指定するレベルに制限されていること。（制限レベルは契約締結後に打ち合わせする。）

なお，TCP/IP等は契約締結後に資料を提供する。

ニ クライアント端末の識別コード，物理アドレス等の管理台帳を作成し，提供すること。

ホ Eメールの設定（Eメールアドレス等は契約締結後に資料を提供する。）を行うこと。

ヘ クライアントPCのセキュリティーは各病院が示すセキュリティー・ポリシーに従い設定すること。

なお，セキュリティー・ポリシーは，契約締結時に提示する。

ト 今回納入するプリンターのドライバー及びTCP/IPポートが設定され，イーサネット接続するだけでネットワークプリンターが利用できること。

チ 現在使用している機器（OS：Windows7，Outlookを使用）から，受送信済みEメール，Eメールアドレス帳のデータ等の賃貸借機器への移行手順書を作成し，提供すること。

(2) 機器の納入

イ 機器の納入場所は，契約締結後に資料を提供する。

- ロ 機器納入の詳細な日程については、病院機構本部及び各病院担当者と調整の上、病院の業務に支障がないよう行うこと。
- ハ 原則として、全ての賃貸借物品に、落札者名及び識別コード（ユーザー名称）等が確認できるシールが確認しやすい位置に貼付してあること。
- ニ 梱包材等は落札者の責任で処分すること。

(3) その他

次の数量のバックアップCD-ROMを納入すること。
精神医療センター 2部、
がんセンター 2部

7 導入計画

落札者は契約締結後、全ての賃借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を作成し提出すること。

導入計画書には、以下の内容を明記すること。

- (1) 落札から納品までの作業内容及び日程
- (2) 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間
- (3) その他、上記以外の項目であっても、導入に当たって特に注意を有する事項がある場合は、必ず明記すること。

8 検収

賃貸借物品の搬入据付調整後に、病院機構本部及び各病院担当者立会いの下、検査を実施し、合格をもって検収とする。

9 保証

賃貸借物品の保証期間は、納入日から1年間とし、この期間中に発生した故障で、落札者の業務上の不備によると認められる故障及び発注者の過失によらない故障は、速やかに無償で修復すること。

なお、落札者の保証する機器・製品等は、その製造者の保証する期間は無償で修復を行うこと。

その他、製造者の保証する機器・製品等は、その製造者の保証する期間は無償で修復を行うこと。

10 保守

賃貸借物品の性能・機能を保持するよう必要の都度点検を実施し、その機能の保全を図ること。

- (1) 賃貸借物品に障害が発生し、発注者から障害回復の要請を受けた場合は、連絡を受けた翌日（土日祝祭日は除く）までに、現地に赴き、修復を行うこと。

なお、修復に日数を要する場合は、代替品を提供し、滞りなく日常業務を遂行できるようにすること。

- (2) 受注者は(1)に関して、講じた対策、修理所見等をその都度速やかに報告書として発注者に提出し、確認を得ること。

- (3) リースPCの保守については、発注者の重大な過失による故障を除き、すべて保守の対象とし、これに係る費用はすべて契約金額に含むものとする。

(4) 除外事項

- イ 保守対象機器の改造
- ロ 発注者の責めに帰すべき事由による故障の修理
- ハ 天災、事変、その他不可抗力、両者いずれの責めにしがたい事由による故障の修理

(5) 保守業務の一部再委託の特例

受注者が保守を実施できないため、周辺機器のメーカー等に保守業務を一部再委託することを認めるが、その場合、次の書面を契約書と併せて提出すること。

- イ 受注者と受注者が保守業務の一部再委託を依頼する業者の間の再委託契約書又は再委託関係を証明する書面の写し
- ロ 受注者が保守業務の一部再委託を依頼する業者の法人名、住所、電話番号及び担当部門等の連絡先を記載した書面

11 動産総合保険

落札者は、契約締結後、落札者の負担により、賃貸借機器について動産総合保険に加入すること。

12 賃貸借機器の撤去

受注者は、契約期間満了後、返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却の場合は、回収・解体・廃棄及びデータの削除に係るすべての費用は、契約金額に含むものとする。

なお、データの消去方法は物理的な破壊又は米国家安全保障局（NSA）推奨方式以上のセキュリティーレベルでのデータの削除とすること。

13 機密保持

- (1) 受注者は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約期間終了後に、関係する情報を廃棄すること。

- (2) (1) については、本契約が終了した後も、有効に存続する。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。